

# 日本基準トピックス

## 「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い(案)」(実務対応報告第 44 号の改正案)の公表(ASBJ)

2024年01月29日 第479号

### ■ 主旨

- 2024年1月24日、企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」とする)は、実務対応報告公開草案第68号(実務対応報告第44号の改正案)「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い(案)」(以下、「本公開草案」とする)を公表しました。
- 本公開草案は、実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」(2023年3月公表)における、税効果会計の適用にあたってはグローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととする当面の取扱いを継続することを提案しています。
- 本公開草案についてのコメントの提出期限は2024年2月26日とされています。
- 原文については、[ASBJ](#)のウェブサイトをご覧ください。

### 経緯

2021年10月に経済協力開発機構(OECD)/主要20か国・地域(G20)の「BEPS 包摂的枠組み(Inclusive Framework on Base Erosion and Profit Shifting)」において合意が行われたグローバル・ミニマム課税のルールには、所得合算ルール(Income Inclusion Rule(IIR))、軽課税所得ルール(Undertaxed Profits Rule(UTPR))および国内ミニマム課税(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax(QDMTT))があります。

このうち、所得合算ルール(IIR)に係る取扱いが令和5年度税制改正において定められたことに対応して、ASBJは、2023年3月に実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」を公表し、税効果会計の適用にあたっては、当面の間、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(以下、「税効果適用指針」とする)の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととしました。

わが国においては、グローバル・ミニマム課税制度を導入するための法人税法の改正は数年にわたって行われる予定であり、令和6年度の税制改正において所得合算ルール(IIR)に係る取扱いの見直しが予定されています。また、軽課税所得ルール(UTPR)に係る取扱いおよび国内ミニマム課税(QDMTT)に係る取扱いについては今後の税制改正での法制化が予定されています。

国際会計基準審議会(IASB)が2023年5月に公表した「国際的な税制改革—第2の柱モデルルール」(IAS第12号の修正)では、所得合算ルール(IIR)のみならず、軽課税所得ルール(UTPR)および国内ミニマム課税(QDMTT)も含めて、第2の柱モデルルールの適用から生じる繰延税金資産および繰延税金負債を認識しないこととしています。このため、ASBJにおいても、所得合算ルール(IIR)に係る取扱いのみならず、軽課税所得ルール(UTPR)および国内ミニマム課税(QDMTT)等の取扱いが今後法制化された場合のこれらの取扱いも含めたグローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の取扱いについて検討し、本公開草案を公表しました。

## 主な内容

本公開草案における提案の内容は、以下のとおりです。

### 会計処理

所得合算ルール(IIR)に係る取扱いのみならず、今後の税制改正により法制化される予定の軽減課税所得ルール(UTPR)および国内ミニマム課税(QDMTT)等の取扱いも含めて、国際的な動向等に変化が生じない限り、税効果会計の適用にあたっては、税効果適用指針の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととする当面の取扱いを継続する。

## 適用時期等

本公開草案が提案する実務対応報告は、公表日以後適用するとされています。

### PwC Japan有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング

お問い合わせ: <https://forms.jp.pwc.com/public/application/add/154>

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことよって発生した結果について、PwC Japan 有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2024 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.